

サプライチェーンにおける含有 物質管理・情報伝達について

平成25年10月
経済産業省
化学物質管理課

サプライチェーン上での情報共有について

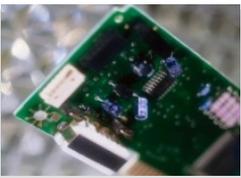
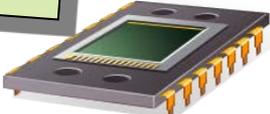
化学物質規制拡大

サプライチェーンの
グローバル化進行

製品ライフサイクル
の短期化
(少量多品種生産)

○製品等の輸出にあたって、輸出企業は、数万にも及びうる部品やその素材に含まれる全ての要注意成分を迅速に把握し、リスク管理する必要。→内外の環境汚染の防止や消費者保護に資する。

○さらに、近年の規制により、川上企業もその化学品の最終用途を把握し、用途に応じた正確なリスク評価を求められる傾向がある。

商流	川上 化学メーカー	川中 部品メーカー	川下 組立製品メーカー
対象製品	化学物質、混合物質  	部品  	最終製品 (成形品)  

成分情報の共有

●●塗料

A物質 ●●%含有

B物質 ●●%含有

⋮

●●ケーブル

1個あたり

<電線部分>

A物質 ●●g含有

B物質 ●●g含有

<被覆部分>

C物質 ●●g含有

主なポイント

- ・対象物質の範囲・単位
- ・非意図的使用の把握範囲・責任
- ・秘密成分の報告要否

我が国の現状－標準化が最大の課題

ルール・標準※が確立されていないため、川上、川中企業は、顧客毎に異なる方法で情報を要求され不効率（知識不足が原因の過剰な要求も多い）。

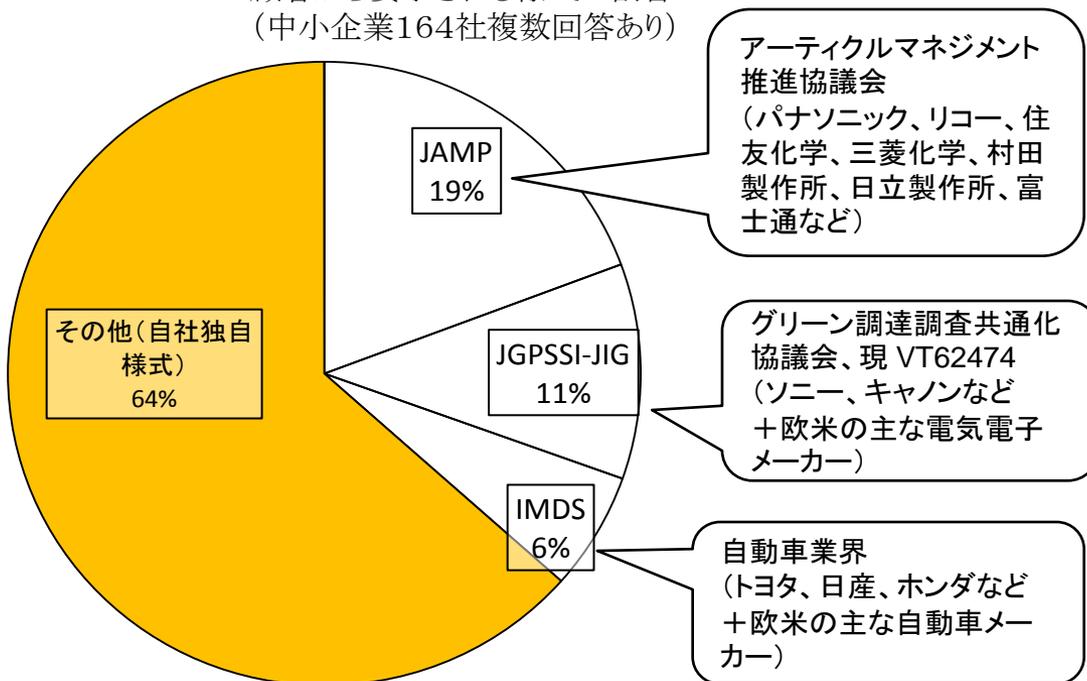
加えて、サプライチェーンの途中で情報が途切れる場合には、その下流側企業が高額な分析を要求されることも多い。

※2012年秋に、業界横断的な化学物質管理の標準となる、「製品含有化学物質管理－原則及び指針（JISZ7201）」を制定。JGPSSI、JAMP、日本化学工業協会、日本鉄鋼連盟、表面処理機材工業会、電機・電子4団体により、JISに対応した「含有化学物質管理ガイドライン（第3版）」を策定。

【情報共有スキームの利用状況】

～過半数は川下独自のスキーム～

顧客から要求される様式の割合
(中小企業164社複数回答あり)



【化学物質対応コスト】

企業が負担している管理コスト (万円/年)
(大企業65社、中小企業74社の平均値)

大企業	平均値	うち分析費
川上	2,523	774
川中	2,685	1,389
川下	2,871	1,909
その他	1,635	50
大企業・計	2,579	1,177

中小企業	平均値	うち分析費
川上	300	168
川中	153	87
川下	156	54
その他	418	381
中小企業・計	223	128

我が国における情報伝達マネジメントの現状

・川下企業の担当者の中には、上流に対して、「安全に安全を重ねた情報」を過剰に要求する場合があるとの指摘。

・サプライヤの信用格付けや当該部品に代表的に使用されている材料の種類等を踏まえて、リスクに応じた対応をすることが望まれる。

川下からの過剰と思われる要求事例

①社内で使用する治工具、設備に六価クロム等の規制対象物質が含まれないことを証明しろと言われた。

②RoHS分析方法の6価クロム分析について、国際規格IEC-62321の定性法ではなく、費用のかかる定量分析を要求される

③EU改正RoHSで、法的には材料、組み込み部品に対しては要求されないはずの、CEマーキング／適合宣言書／技術文書を材料、部品メーカーが要求される

④REACHのSVHCについて、製造工程で無くなるため情報伝達不要なプロセス材料としての使用であっても、情報開示や使用禁止を要求する。

⑤大手家電メーカーなどから、最終製品に残留しないプロセス材料に対して、部品に要求するのと同じ分析要求が来る。

・大手家電メーカーなどから、毎年分析値を要求される。

・大手家電メーカーなどから、RoHS指令、REACH規則より範囲の広い物質リストが示され、そのリストについての含有情報を要求される。

⑥有害物質の規制値未満ということではなく、完全に不含有(ゼロであること)の証明を求められる。

化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会

○ 研究会の概要

国際的な化学物質規制の拡大に適切に対応し、サプライチェーンがグローバル化する中で、我が国企業のアジア展開にかかる諸課題について検討する。年度内を目処にとりまとめ。

○ 検討状況

5月13日 第1回研究会

国際的な化学物質規制拡大の動きと我が国企業アジア展開への影響について議論。
重要課題である情報伝達についてはWGで議論することを決定。

5月16日 第1回情報共有WG

10月3日 第2回情報共有WG

様々な業種の川上～川下企業が合意できる情報伝達スキームの姿について議論。
今後、ITシステムや新スキームへの移行スケジュール、運営組織のあり方等について議論する。

○ 今後の予定

12月 第3回情報共有WG、第2回研究会

これまでの議論を踏まえた中間論点整理を行う予定
年度末(2～3月) 第4回情報共有WG, 第3回研究会
最終報告を行う予定

【研究会・WGの体制】

アジア展開に関する検討会
<座長:安井 至(NITE理事長)>

情報共有WG
<主査:深川 由起子(早稲田大学政治経済学術院教授)>

新たな情報伝達スキームの基本要件



1. 現在直面する製品含有化学物質規制への対応が可能であること。
かつ、「持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD)」2020年目標の達成にも貢献する、リスク評価・管理の基本となる化学物質情報を伝達可能なスキームとすること。
2. 業種・製品分野を限定せず、サプライチェーン全体で活用できること。
かつ、既にサプライチェーンを通じた含有化学物質の情報伝達の取組が進められている分野においては、これまでと同等以上の情報伝達・管理が可能となること。
3. 単なる日本標準ではなく、国際標準 (テジュール・スタンダード) を目指し得るものとする。すなわち、電気電子分野において既に制定されている国際規格 IEC62474 と齟齬のない仕組みとした上で、対象範囲を拡げる形で ISO/IEC 化などを目指し得るスキームとすること。
4. テジュール・スタンダードとともに、テファクト・スタンダード化の取組が重要。
そのためにも、B2B で、アジアを中心に広がる日本企業のサプライチェーンでも有効に普及できる仕組みとすること。また、日本政府から G2G レベルの普及を行うための必要条件としても、新たなスキームを日本全体の業種横断的な仕組みとすること。